

介護保険システム等標準化検討会 第3回合同WT

第3回WTの検討概要 第2.1版案の対応概要

令和4年10月14日
事務局提出資料

1. 検討論点に対する第2.1版案の対応

○ 各検討論点に対して、標準仕様書【第2.1版】案で対応した内容は、以下のとおりである。

No	検討の論点	検討の概要	第2.1版案への反映内容		
1	サブユニット対応	デジタル庁が定める「標準化基本方針【第1.0版】」の5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」により、標準仕様書【第2.1版】案に反映する内容を検討する	○	介護保険システムの機能の一部を切り出して調達する場合について、他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合と介護保険業務内で個別機能システムで調達する場合に分けて整理している	P2～8
2	引越しワンストップサービス対応	政府方針、及びデジタル庁が示す「標準仕様書間の横並び調整方針」の「19.引越しOSSに関すること」により、標準仕様書【第2.1版】案に反映する内容を検討する	—	デジタル庁からの回答待ちであるため、現時点では未対応	—
3	公金受取口座欄の見直し	帳票レイアウトの公金受取口座欄の表現の見直しを検討する	○	公金受取口座欄を一部変更している	P9～10
4	検討課題事項	検討会・WT・ベンダ分科会のご意見(未完了の43件)の対応	○	検討課題一覧、継続検討一覧のとおり対応している	P11～16
5	継続検討事項	令和3年度・4年度上期全国照会のご意見(継続検討の82件)の対応	○		
6	その他	デジタル庁が定める「標準化基本方針」・「データ要件・連携要件標準仕様書・基本データリスト・機能別連携仕様」・「共通機能に関する標準仕様書」・「ガバメントクラウドの利用に関する基準」の改定や、20業務横並び調整依頼等により、標準仕様書【第2.1版】案に反映が必要な場合は検討する	—	変更なし(今後、必要に応じて対応)	—

※ No.5の継続検討事項のうち、「外国人の生年月日表記の変更」、「電子決裁機能の追加」は、デジタル庁が横並び検討中であるため、横並び調整方針が示された後に検討する。

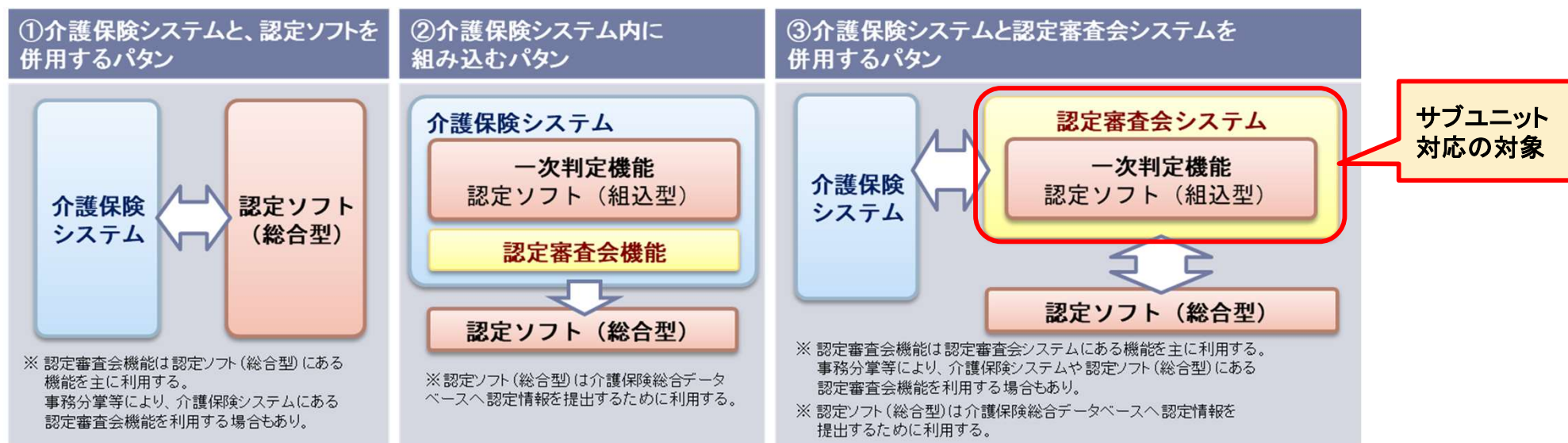
2. サブユニット対応①(全体概要)

- サブユニット対応とは、デジタル庁が定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】」に記載されている以下への対応である。

5.1.1.2 分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準

○ 標準準拠システムについて、**一の業務をさらに細分化した単位での分割調達を可能とする場合**には、**細分化した単位(以下「サブユニット」という。)**を1システムと捉え、サブユニットについては、機能標準化基準の構成(5.1.1.3)に加え、サブユニット間の連携に係る機能についても漏れなく機能標準化基準に規定する。

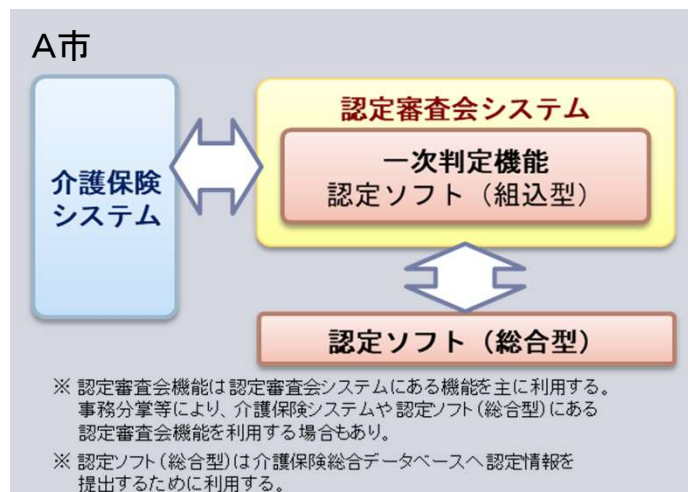
- 介護保険システムにおいては、認定審査会機能がサブユニットに該当し、以下のパタンで調達・利用される。
 - (1) 介護保険システムとして一体的に調達・利用される場合
 - (2) 個別機能システム(個別に切り出したシステム)として調達・利用される場合
- 個別機能システムとして切り出し構築するイメージは、標準仕様書(本編)「図1-3 認定審査会機能のシステム構築イメージ」の『③ 介護保険システムと認定審査会システムを併用するパタン』に該当する。



2. サブユニット対応②(全体イメージ)

○「図1-3 認定審査会機能のシステム構築イメージ」の『③ 介護保険システムと認定審査会システムを併用するパターン』の具体的な構築イメージとしては以下が想定される。

(1) 1つの保険者において、介護保険システムと認定審査会システムを併用している場合(マルチベンダ等)



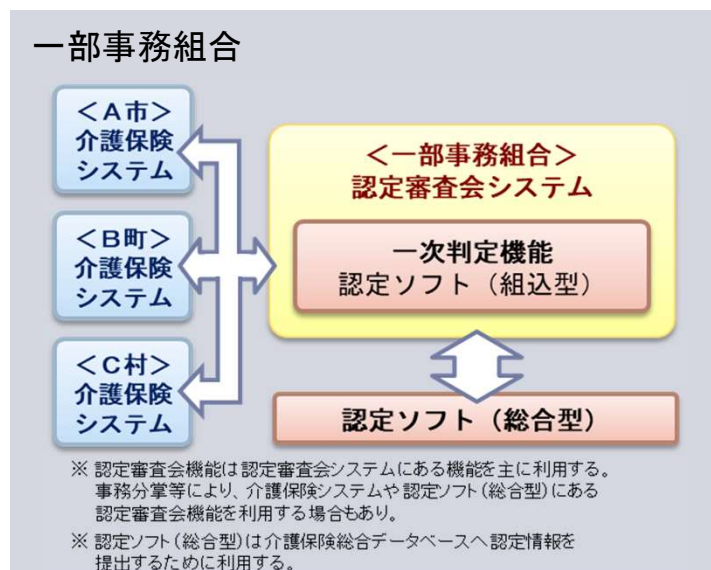
＜システムと提供ベンダ（一例）＞

介護保険システム : Aベンダ

認定審査会システム : Bベンダ

※ 標準化により、現状の構成のまま（介護保険システムと認定審査会システムを併用）とされる保険者もいれば、介護保険システム内に認定審査会機能を備えた一体的なシステムに切り替える保険者も想定されます。

(2) 認定審査会を複数の保険者にて実施(一部事務組合、共同設置等)している場合



＜システムと提供ベンダ（一例）＞

介護保険システム

A市 : Aベンダ B町 : Bベンダ C村 : Cベンダ

認定審査会システム

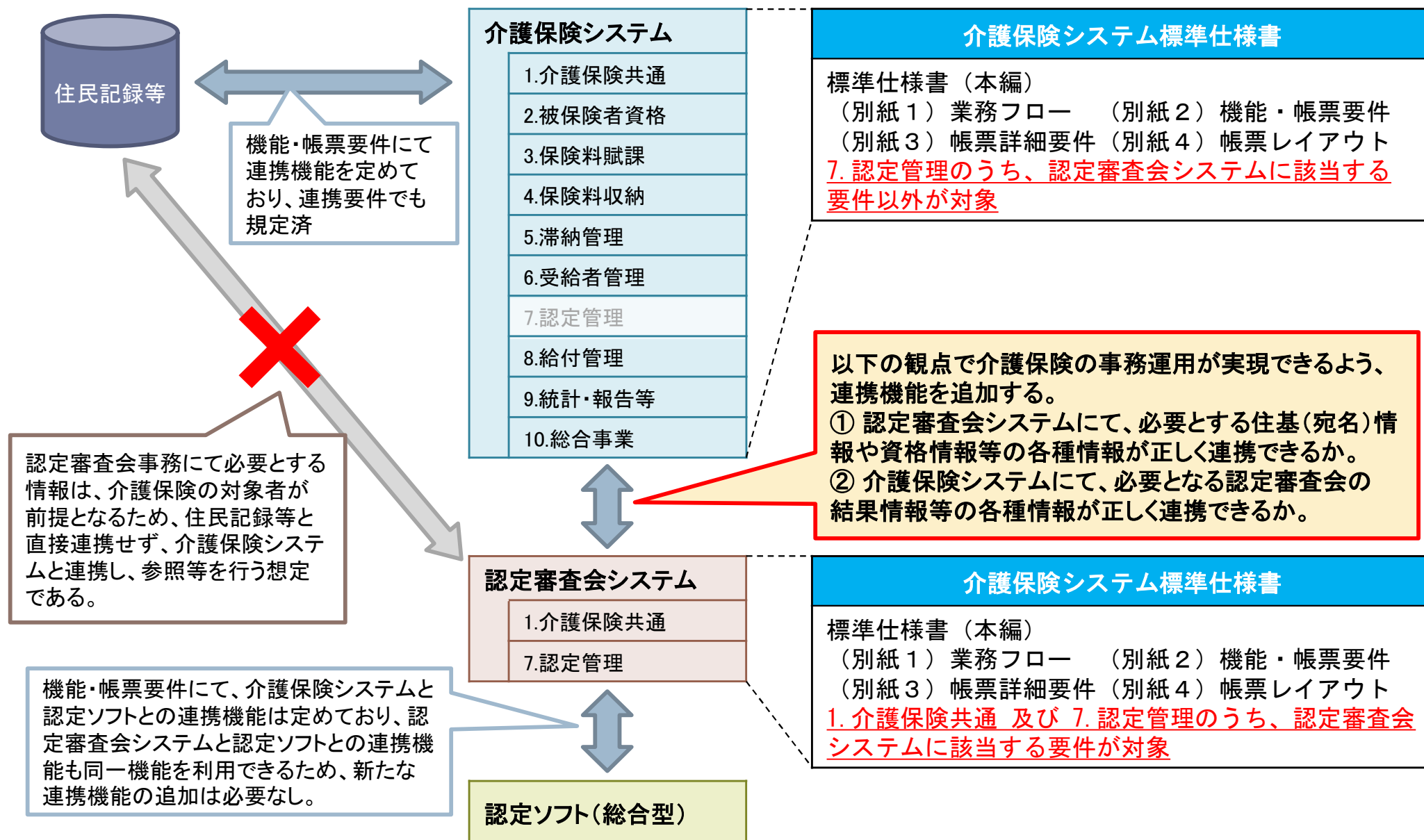
一部事務組合 : Aベンダ

※ 利用システムがすべて同一ベンダの場合やすべてバラバラのベンダの場合もある。

※ 標準化後も現状の構成は継続される。

2. サブユニット対応③(対応概要)

- 認定審査会機能をサブユニットとして個別機能システムで調達・利用できるようにするため、標準仕様書の見直すポイントは以下のとおりである。



2. サブユニット対応④(本編の変更内容)

○ 標準仕様書(本編)の変更内容は次のとおりである。

<第1章 本仕様書について - 2. 対象>

また、認定審査会の運用に必要な機能は、図1-3のとおり、厚生労働省より認定ソフトが配布されていることを踏まえ、標準仕様では認定ソフトを利用する前提で機能や帳票に関する要件を定めている。なお、認定ソフトが提供する組込型の一次判定機能を利用しつつ認定審査会機能が介護保険システムに一体的に組み込まれている場合や介護保険システムとは分離している認定審査会機能を備えた認定審査会システムを利用している場合が考えられるが、これらのシステム構成でも差し支えないこととする。そのため、図1-3の②「認定審査会機能」及び③「認定審査会システム」の機能については、認定ソフトに実装された機能及び帳票を基本とし、認定ソフトと連携するための要件、組込型を利用するための要件、その他必要な要件については機能・帳票要件に定めることとしている。

図1-3 認定審査会機能のシステム構築イメージ



—(分割調達に関する留意点)—

地方公共団体情報システム標準化基本方針の「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様書のサブユニット対応により、標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。本仕様書においても、今後、サブユニットに対応していく予定としている。事例として、認定審査会の運用に必要な機能を認定審査会システムとして介護保険システムとは別に調達する場合が当てはまる。介護保険システムのサブユニットは、認定審査会システムとし、必要な連携機能を機能・帳票要件に定めている。

認定審査会機能に関するシステム構築は、図1-3にて示す3パタンの何れも標準仕様として許容することとなるため、認定ソフトを利用する前提の部分を見直しました。

図1-3の①と③に※書きを追加しました。

介護保険システムにおけるサブユニット対応の対象を明記しました。

2. サブユニット対応⑤(機能・帳票要件(1.介護保険共通)の変更内容)

○ サブユニットの実装区分や、介護保険システムとサブユニット(個別機能システム)の連携で追加した連携機能に関する変更内容は、以下のとおりである。

○ 1.介護保険共通 ※一部抜粋

サブユニットを追加している。サブユニットを調達する場合は、該当するサブユニットの実装区分(◎、○、×)に適合する必要がある。

機能ID (ID)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		介護保険 システム	認定審査会 システム	
1.1.5.	介護保険システムの文字要件については、「地方公共団体等介護保険システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準拠する。			介護保険システムに限定せず、サブユニットも含まれるため削除している。
1.1.34.	認定審査会システムに、対象者に関する情報を提供する。 ・住民情報 ・住登外者情報 ・介護保険_被保険者情報 ・不現住情報 ・送付先情報 ・連絡先情報 ・特記事項情報 ・支援措置対象者情報 ・医療保険加入情報 ・介護保険_国民健康保険情報 ・後期高齢者医療_被保険者情報 ※ データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	×	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。
1.1.35.	介護保険システムに、対象者に関する情報を照会する。 ・住民情報 ・住登外者情報 ・介護保険_被保険者情報 ・不現住情報 ・送付先情報 ・連絡先情報 ・特記事項情報 ・支援措置対象者情報 ・医療保険加入情報 ・介護保険_国民健康保険情報 ・後期高齢者医療_被保険者情報 ※1 データの取込処理は随時での運用も可能なこと ※2 データの取込時、重複データのチェックができること	×	○	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。
1.3.57.	介護保険システム又は認定審査会システムで管理する情報について、各事業の台帳画面にて確認できること。 【主な情報】 ・資格情報 ・送付先情報 ・生活保護受給情報 ・特記事項情報(機能ID 1.3.23.にて管理する情報) ・支援措置対象者情報(機能ID 1.3.26.にて管理する情報) ・境界層措置状況 ・施設入所情報 ・保険料収滞納情報 ・居宅サービス計画状況※1 ・利用者負担減額/免除情報 ・負担割合情報※1 ・給付制限情報 ・要介護認定情報 ・償還払い情報※1 ・高額介護サービス費情報※1 ・給付実績情報※1 ・総合事業対象者情報 ※1 総合事業における給付管理の情報も含む ※2 認定審査会システムでは「資格情報」「送付先情報」「生活保護受給者情報」「特記事項情報」「支援措置対象者情報」「要介護認定情報」を対象とする	◎	○	介護保険システムでの対応を基本とするため、認定審査会システムでは標準オプションとする。

認定審査会システム特有の連携要件を追加している。

台帳画面での確認は介護保険システムに限定せず、サブユニットも含まれるため追記している。

認定審査会システムで管理する情報をもとに、対象となる情報を追記している。

※ サブユニット対応による機能・帳票要件の正式なフォーマット(記載方法)は、デジタル庁と調整中である。

2. サブユニット対応⑥(機能・帳票要件(7.認定管理)の変更内容)

○ 7.認定管理 ※一部抜粋

機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		介護保険システム	認定審査会システム	
7.4.8.	認定審査結果情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 削除機能については、二次判定前の状態に戻す修正機能でも問題ない 【管理項目】 ・認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること	○	◎	介護保険システムは認定ソフトを利用する運用もあるため標準オプションとしているが、認定審査会システムを利用する運用では必須機能となるため実装必須としている。
7.5.40.	認定ソフト又は認定審査会システムに、認定情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 転入申請・資格喪失(死亡)を含む職権、及び却下・取り下げにおける認定情報も引き渡すことができること ※3 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	◎	◎	認定ソフトのインタフェース仕様書に準拠すること 認定審査会システムでは、認定審査会機能として必要な機能であるため、◎(実装必須)としている。 介護保険総合データベースへの連携を踏まえ、認定情報の提供は介護保険システム、認定審査会システムともに◎(実装必須)としている。
7.5.41.	認定ソフト又は認定審査会システムに、認定情報を照会する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 転入申請・資格喪失(死亡)を含む職権、及び却下・取り下げにおける認定情報も取り込むことができること ※3 データの取込処理は随時での運用も可能なこと	○	○	システム等から) NCI221 ・認定情報(認定審査会資料作成時事務処理システム等から) NCI231 ・認定情報(認定審査会結果入力時事務処理システム等から) NCI241 ・認定情報(国保連データ出力時事務処理システム等から) NCI251 認定ソフトのインタフェース仕様書における以下の情報を対象とし、実装する場合は少なくとも1つ以上に対応することとする。 ・認定情報(認定調査情報入力時事務処理システム等へ) NCI212 ・認定情報(一次判定等処理時事務処理システム等へ) NCI222 ・認定情報(認定審査会資料作成時事務処理システム等へ) NCI232 ・認定情報(認定審査会結果入力時事務処理システム等へ) NCI242 ・認定情報(国保連データ出力時事務処理システム等へ) NCI252
7.5.42.	認定ソフト以外の認定審査会システムに、各種情報(認定情報等)を提供する。 ・認定調査情報 ・意見書情報 ・認定審査会対象者情報 ・要介護認定情報 ※ データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	×	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。
7.5.46.	介護保険システムに、各種情報(認定情報等)を照会する。 ・認定調査情報 ・意見書情報 ・認定審査会対象者情報 ・要介護認定情報 ※ データの取込処理は随時での運用も可能なこと	×	○	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 認定審査会システム特有の連携要件を追加している。

2. サブユニット対応⑦(関連システムとの連携機能)

- サブユニット対応と合わせて、意見照会等で挙げた意見への対応として、ICTの活用・ペーパーレス化等を目的として地方自治体が独自に導入している独自施策システム(標準準拠システム以外のシステム)との連携機能を追加している。

<主な意見(抜粋)>

- ・認定調査員が調査結果を認定調査用端末でデータ入力し、認定審査会システムに取り込む方式であるため、認定調査データを取り込み、認定調査結果を登録できる機能を追加してほしい。
- ・審査会で資料を全てデジタルで閲覧し、紙資料をなくしたいため、審査会をデジタルで完結できるよう要件をオプションに追加してほしい。
- ・当市は審査件数の関係から審査会会場が多く、全会場に介護保険システムへ接続するためのネットワークを整備することが難しい。そのためオフライン上での動作又は依頼情報のファイル出力機能を追加してほしい。

機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		介護保険システム	認定審査会システム	
7.5.47.	独自施策システムに、各種情報(認定情報等)を提供する。 ※ データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	○	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係 に対応している。 独自施策システムとしては、認定審査会機能の中で紙で運用している事務をデジタル化するために利用されるシステム
7.5.48.	独自施策システムに、各種情報(認定情報等)を照会する。 ※ データの取込処理は随時での運用も可能なこと	○	○	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係 に対応している。 独自施策システムとしては、認定審査会機能の中で紙で運用している事務をデジタル化するために利用されるシステム

3. 公金受取口座欄の変更①(4.保険料収納)

- 構成員のご意見を踏まえ、保険料収納の帳票「04.介護保険料還付請求書」について、公金受取口座欄は次のとおり変更している。

<第2.0版>

受取口座	☐ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☐ 振込口座を指定する											
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()			本店 支店 ()			種目			口座番号		
	金融機関コード			店舗コード			1 普通 2 当座預金 3 その他 ()					
	ゆうちょ銀行 記号			番号								
	フリガナ											
	口座名義人											



<第2.1版案>

受取口座	☐ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☐ 振込口座を指定する											
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()			本店 支店 ()			種目			口座番号		
	金融機関コード			店舗コード			1 普通 2 当座預金 3 その他 ()					
	ゆうちょ銀行 記号			番号								
	フリガナ											
	口座名義人											

「受取口座」欄を「固定文言」にし、自治体ごとに文言の設定ができるように変更

なお、全国意見照会であがった「被保険者本人以外(家族や相続人、遺族等)が請求する場合もあるため、個人番号を記入する欄を設けてほしい」等への対応は継続検討します。

3. 公金受取口座欄の変更②(8.給付管理、10.総合事業)

- 保険料収納の帳票「04.介護保険料還付請求書」と同様に、給付管理及び総合事業における以下の帳票についても、公金受取口座欄を次のとおり変更している。

<対象帳票>

給付管理(5帳票)

- ・給付-11.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書
- ・給付-13.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
- ・給付-15.介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用)
- ・給付-17.介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請書
- ・給付-30.介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書

総合事業(2帳票)

- ・総合-04.介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請書(償還払用)
- ・総合-07.高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書

<第2.1版案>

「受取口座」欄を「固定文言」にし、自治体ごとに文言の設定ができるように変更

受取口座		☐ 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要) 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☐ 振込口座を指定する											
		銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()		種目		口座番号						
口座振込 依頼欄		金融機関コード		店舗コード		1 普通 2 当座預金 3 その他 ()							
		ゆうちょ銀行		記号			番号						
		フリガナ											
		口座名義人											

なお、「給付-04.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書」及び「給付-07.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前申請書」の2帳票の公金受取口座欄は「自由記載」欄に含まれているため、第2.0版から変更しておりません。また、「給付-44.高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」も後期高齢者との調整後の文言であるため、以下のとおり、第2.0版から変更しておりません。

給付-44は後期高齢者との調整後の文言であるため、第2.0版から変更なし

支給方法	口座管理番号	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 農協 ()	金融機関コード		本店 支店 ()	店舗コード	種目	口座番号						フリガナ	振込先口座 管理番号
1. 窓口払い 2. 口座振込									1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他 ()							
			ゆうちょ銀行	記号			番号									

☐ 公金受取口座を利用します。
 ※ 給付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「☐ 公金受取口座を利用します。」にチェック(✓)してください。
 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報(上記太枠部)の記載や通帳の写しの添付等は不要です。

4. 第2.1版案の主な対応内容①（本編・介護保険共通関連）

No	意見概要	第2.1版案への反映内容																																
1	○ 機能ID 1.1.19.、1.1.20.、1.1.30.、1.1.31. 横並び調整方針による 公金受取口座の要件見直し	デジタル庁の標準仕様書間の横並び調整方針「20. 公的給付支給等口座に関すること」を踏まえ、機能・帳票要件の記載を見直しました。 <table><tr><th rowspan="2">機能ID (IB)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>1.1.19.</td><td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること</td><td>◎</td><td>×</td><td>マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①介護保険システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用</td></tr><tr><td>1.1.19.</td><td>取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。</td><td>×</td><td>×</td><td>○公的給付支給等口座の対応 —保険料、給付管理等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</td></tr><tr><td>1.1.20.</td><td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること</td><td>◎</td><td>×</td><td>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）は、保険料収納、給付管理等を対象とし、公金口座区分の管理はそれぞれの機能要件に定めている。 情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID 1.1.19.、1.1.20.に定めている。 「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した口座情報を一括で介護保険システムに取り込むことを意味しているが、機能ID 1.1.19.、1.1.20.の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。</td></tr><tr><td>1.1.30.</td><td>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</td><td>◎</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>1.1.31.</td><td>公金受取口座登録システムから取得した公金受取口座情報が介護保険システムで管理する金融機関マスタデータに未登録の金融機関や店舗を一覧で確認できること。</td><td>◎</td><td>×</td><td></td></tr></table>	機能ID (IB)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険システム	認定審査会システム	1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	◎	×	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①介護保険システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用	1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	×	×	○公的給付支給等口座の対応 —保険料、給付管理等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	◎	×	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）は、保険料収納、給付管理等を対象とし、公金口座区分の管理はそれぞれの機能要件に定めている。 情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID 1.1.19.、1.1.20.に定めている。 「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した口座情報を一括で介護保険システムに取り込むことを意味しているが、機能ID 1.1.19.、1.1.20.の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。	1.1.30.	公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	◎	×		1.1.31.	公金受取口座登録システムから取得した公金受取口座情報が介護保険システムで管理する金融機関マスタデータに未登録の金融機関や店舗を一覧で確認できること。	◎	×	
機能ID (IB)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由																													
		介護保険システム	認定審査会システム																															
1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	◎	×	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①介護保険システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用																														
1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	×	×	○公的給付支給等口座の対応 —保険料、給付管理等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。																														
1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	◎	×	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）は、保険料収納、給付管理等を対象とし、公金口座区分の管理はそれぞれの機能要件に定めている。 情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID 1.1.19.、1.1.20.に定めている。 「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した口座情報を一括で介護保険システムに取り込むことを意味しているが、機能ID 1.1.19.、1.1.20.の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。																														
1.1.30.	公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	◎	×																															
1.1.31.	公金受取口座登録システムから取得した公金受取口座情報が介護保険システムで管理する金融機関マスタデータに未登録の金融機関や店舗を一覧で確認できること。	◎	×																															
2	○ 標準仕様書（本編） 第6章 用語 ○ 機能ID 1.6.13.、1.6.14. 外字に関する記載の削除	デジタル庁の地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】 「2. 3 文字要件－(3)外字の取扱い」を踏まえ、外字に関する記載を削除しました。																																

4. 第2.1版案の主な対応内容②（被保険者資格・認定管理関連）

No	意見概要	第2.1版案への反映内容				
1	○ 機能ID 2.4.1. 他市町村情報として「施設所在保険者番号」が「他市区町村コード」に変更されているが、他市町村住所地特例者の場合に把握したいのは「どこが保険者か」だと思うので、「保険者番号」と記載していただきたい。	ご意見、及び実運用を踏まえ、以下のとおり管理項目を見直しました。 ＜修正前＞ ・他市町村情報（他市区町村コード、被保険者番号） ＜修正後＞ ・他市町村情報（保険者番号、被保険者番号）				
2	○ 機能ID 2.5.1. 「措置・保護の実施保険者番号」とあるが、適用除外者の場合、措置するのは市区町村であるため、「措置・保護の実施市区町村名」としていただきたい。また、市区町村コードではなく、市区町村名としてのやりとりする運用が多いと想定されるため、市区町村名の方が良いと考えます。	ご意見、及び実運用を踏まえ、以下のとおり管理項目を見直しました。なお、自治体情報として管理する情報を用いることで、名称は参照可能と考えますので、市区町村コードでの管理としています。 ＜修正前＞ ・措置・保護の実施保険者番号 ＜修正後＞ ・措置・保護の実施市区町村コード				
3	○ 機能ID 7.5.39. 基本データリスト(介護保険)、及び機能ID 7.5.28.の管理項目との整合による見直し <table><tr><th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th></tr><tr><td>7.5.39.</td><td> 要介護認定事務における各種理由を登録・修正・削除・照会できること。 【対象】 ・認定申請理由 ・申請取下理由 ・認定理由 ・却下（取下）理由 ・取消理由 ・却下理由 ・再調査理由 ・職権変更理由 ・サービス種類変更理由 ・サービス種類指定の理由 ・処分延期理由 ※ 認定審査会システムでは「認定申請理由」「認定理由」「却下（取下）理由」「職権変更理由」を対象とする </td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	7.5.39.	要介護認定事務における各種理由を登録・修正・削除・照会できること。 【対象】 ・認定申請理由 ・申請取下理由 ・認定理由 ・却下（取下）理由 ・取消理由 ・却下理由 ・再調査理由 ・職権変更理由 ・サービス種類変更理由 ・サービス種類指定の理由 ・処分延期理由 ※ 認定審査会システムでは「認定申請理由」「認定理由」「却下（取下）理由」「職権変更理由」を対象とする	基本データリスト(介護保険)、及び機能ID 7.5.28.では、「却下（取下）理由」として1項目で管理しているため、以下のとおり見直しました。また、「再調査理由」は基本データリストや管理項目として規定していない項目であり、機能ID 7.4.9.の「審査会判定理由」にて管理する想定のため、機能ID 7.5.39.からは削除し、機能ID 7.4.9.の「要件の考え方・理由」にその旨を追記しました。 ○ 機能ID 7.5.39. ＜修正前＞ ・申請取下理由 ・却下理由 ・再調査理由 ＜修正後＞ ・却下（取下）理由 ○ 機能ID 7.4.9. ＜追記内容＞ 審査会判定理由は二次判定結果が「再調査」の場合、再調査理由も設定できることとする。
機能ID (ID)	機能要件					
7.5.39.	要介護認定事務における各種理由を登録・修正・削除・照会できること。 【対象】 ・認定申請理由 ・申請取下理由 ・認定理由 ・却下（取下）理由 ・取消理由 ・却下理由 ・再調査理由 ・職権変更理由 ・サービス種類変更理由 ・サービス種類指定の理由 ・処分延期理由 ※ 認定審査会システムでは「認定申請理由」「認定理由」「却下（取下）理由」「職権変更理由」を対象とする					

4. 第2.1版案の主な対応内容③（受給者管理関連、総合事業関連）

No	意見概要	第2.1版案への反映内容						
1	○ 機能ID 6.4.23. 横並びによる連携機能の追加	デジタル庁の標準仕様書間の横並び調整方針「4. 庁内データ連携に関すること」を踏まえ、国保連合会との連携機能を追加しました。 <table> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> <tr> <td>6.4.23.</td><td> 国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の共同処理用受給者情報を照会する。 ※ 「共同処理用受給者情報」は、国保連合会インタフェース【共同処理用受給者情報（基本情報）】、【共同処理用受給者情報（償還払給付額管理処理情報）】、【共同処理用受給者情報（高額介護サービス費支給処理情報）】に準拠すること </td><td>○</td></tr> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	6.4.23.	国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の共同処理用受給者情報を照会する。 ※ 「共同処理用受給者情報」は、国保連合会インタフェース【共同処理用受給者情報（基本情報）】、【共同処理用受給者情報（償還払給付額管理処理情報）】、【共同処理用受給者情報（高額介護サービス費支給処理情報）】に準拠すること	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
6.4.23.	国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の共同処理用受給者情報を照会する。 ※ 「共同処理用受給者情報」は、国保連合会インタフェース【共同処理用受給者情報（基本情報）】、【共同処理用受給者情報（償還払給付額管理処理情報）】、【共同処理用受給者情報（高額介護サービス費支給処理情報）】に準拠すること	○						
2	○ 機能ID 10.4.23. 横並びによる連携機能の追加	デジタル庁の標準仕様書間の横並び調整方針「4. 庁内データ連携に関すること」を踏まえ、国保連合会との連携機能を追加しました。 <table> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> <tr> <td>10.4.23.</td><td> 国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の共同処理用受給者情報を照会する。 </td><td>○</td></tr> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	10.4.23.	国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の共同処理用受給者情報を照会する。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
10.4.23.	国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の共同処理用受給者情報を照会する。	○						

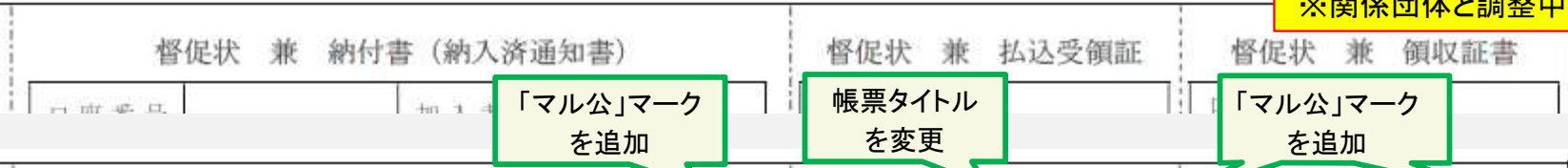
4. 第2.1版案の主な対応内容④（給付管理関連(1)）

No	意見概要	第2.1版案への反映内容						
1	○ 機能ID 8.2.7.等 他システムのインターフェース仕様を参照するような記載がある要件については、認識誤りを防ぐために、連携ファイルの名称やIDも併記を希望します。	ご意見を踏まえ、管理項目の内容として、「国保連合会とのインターフェースに準拠」としていた要件に対して、対象とする国保連インタフェースのインタフェース名(情報名)を追記しました。 ＜追記例(機能ID 8.2.7.)＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.2.7.</td><td> 自己作成および支援事業者支援事業所作成の給付管理票情報について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・給付管理票作成日 ※ その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【給付管理票情報】に準拠 </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	8.2.7.	自己作成および支援事業者支援事業所作成の給付管理票情報について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・給付管理票作成日 ※ その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【給付管理票情報】に準拠	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
8.2.7.	自己作成および支援事業者支援事業所作成の給付管理票情報について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・給付管理票作成日 ※ その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【給付管理票情報】に準拠	○						
2	○ 機能ID 8.4.4.等 「事業所番号」と「事業者番号」が混在しているが、同じものをさしているのであれば、国保連インタフェースと同様に「事業所番号」に統一してほしい。	「事業所番号」と「事業者番号」の混在については、「事業所番号」に統一するよう、「8.給付管理」「10.総合事業」の機能・帳票要件等を見直しました。						
3	○ 給付-13【介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書】 帳票のTAISコード欄に記入した情報は、機能・帳票要件の機能ID 8.4.4.の管理項目の「品目コード」として管理する認識だが、認識に相違ないか。認識に相違ないなら、「※TAISコード」のように補足してもらえないか。	ご認識の通り、TAISコード欄に記入した情報については品目コードにて管理することを想定しております。 ご意見を踏まえ、機能ID 8.4.1.、8.4.4.に記載している品目コードがTAISコードを意味する旨について、※書きに補足を追記しました。 ＜追記例(機能ID 8.4.4.)＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.4.4.</td><td> ＜自庁・委託運用＞ 福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・支払予定開始日 ・支払予定終了日 ・事前承認番号 ・申請受付場所コード ・処理状態区分コード ・審査方法区分コード ・償還連絡票作成年月 ・販売事業者電話番号 ・品目コード※3 ・交換情報識別番号コード ※1 登録時に、給付制限の対象者であるかのチェックを行う ※2 その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【福祉用具販売費償還明細書情報】、【介護予防福祉用具販売費償還明細書情報】に準拠 ※3 TAISコードを管理 </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	8.4.4.	＜自庁・委託運用＞ 福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・支払予定開始日 ・支払予定終了日 ・事前承認番号 ・申請受付場所コード ・処理状態区分コード ・審査方法区分コード ・償還連絡票作成年月 ・販売事業者電話番号 ・品目コード※3 ・交換情報識別番号コード ※1 登録時に、給付制限の対象者であるかのチェックを行う ※2 その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【福祉用具販売費償還明細書情報】、【介護予防福祉用具販売費償還明細書情報】に準拠 ※3 TAISコードを管理	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
8.4.4.	＜自庁・委託運用＞ 福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・支払予定開始日 ・支払予定終了日 ・事前承認番号 ・申請受付場所コード ・処理状態区分コード ・審査方法区分コード ・償還連絡票作成年月 ・販売事業者電話番号 ・品目コード※3 ・交換情報識別番号コード ※1 登録時に、給付制限の対象者であるかのチェックを行う ※2 その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【福祉用具販売費償還明細書情報】、【介護予防福祉用具販売費償還明細書情報】に準拠 ※3 TAISコードを管理	○						

4. 第2.1版案の主な対応内容⑤（給付管理関連(2)）

No	意見概要	第2.1版案への反映内容									
4	○ 機能ID 8.7.10. 機能ID 8.7.10.の「負担限度額合計」「日数合計」について、償還払いの場合のみ管理する注釈をつけていただきたい。 現行の記載だと、住宅改修費・福祉用具購入費の場合も管理するように読み取れるため。	「負担限度額合計」と「日数合計」については、「特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請」として管理が必要な項目であるため、標準オプション機能としている「特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請」における支給決定情報の管理と整合するよう、標準オプション機能の管理項目に見直しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.7.10.</td><td> <自庁運用> 償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 対象とする支給申請は、住宅改修費・福祉用具購入費・居宅介護（支援）サービス費等の支給申請とする 【管理項目】 （中略） ・決定通知書番号 ・決定通知書発行日 </td><td>◎</td></tr> <tr> <td>8.7.10.</td><td> <自庁運用> 償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 対象とする支給申請は、特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請、居宅介護（支援）サービス費等支給申請（市町村特別給付）とする 【管理項目】 ・加算法地区区分コード ・申請額 ・保険請求額 ・支給決定単位数 </td><td>○</td></tr> </tbody> </table> 実装必須の管理項目から標準オプション機能の管理項目に見直し	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	8.7.10.	<自庁運用> 償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 対象とする支給申請は、住宅改修費・福祉用具購入費・居宅介護（支援）サービス費等の支給申請とする 【管理項目】 （中略） ・決定通知書番号 ・決定通知書発行日	◎	8.7.10.	<自庁運用> 償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 対象とする支給申請は、特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請、居宅介護（支援）サービス費等支給申請（市町村特別給付）とする 【管理項目】 ・加算法地区区分コード ・申請額 ・保険請求額 ・支給決定単位数	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分									
8.7.10.	<自庁運用> 償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 対象とする支給申請は、住宅改修費・福祉用具購入費・居宅介護（支援）サービス費等の支給申請とする 【管理項目】 （中略） ・決定通知書番号 ・決定通知書発行日	◎									
8.7.10.	<自庁運用> 償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 対象とする支給申請は、特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請、居宅介護（支援）サービス費等支給申請（市町村特別給付）とする 【管理項目】 ・加算法地区区分コード ・申請額 ・保険請求額 ・支給決定単位数	○									
5	○ 機能ID 8.8.17. 機能ID 8.8.17.について、「作成年月」は削除、またはオプション項目へ移動、または名称を変更するか、注釈をいれていただきたい。	機能ID 8.8.17.の管理項目「作成年月」は、機能ID 8.8.7.の管理項目「対象者情報作成年月」と同義の項目を想定しているため、機能ID 8.8.17.の管理項目「作成年月」を「対象者情報作成年月」に見直しました。 また、給付管理と総合事業にて、同義の管理項目「作成年月」についても、「対象者情報作成年月」に名称を見直しました。 <対象の機能ID> 8.8.18. 8.8.19. 8.8.24.(必須) 8.8.25. 10.7.16. 10.7.22. <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.8.17.</td><td> <自庁・委託運用> 被保険者から提出された高額介護サービス費の支給申請書について、高額介護サービス費支給申請情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・申請日 ・サービス提供年月 ・受付番号 ・被保険者番号 ・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号） ・支払方法区分コード ・口座情報（金融機関コード、店舗コード、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード） </td><td>◎</td></tr> </tbody> </table> 管理項目の名称を変更	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	8.8.17.	<自庁・委託運用> 被保険者から提出された高額介護サービス費の支給申請書について、高額介護サービス費支給申請情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・申請日 ・サービス提供年月 ・受付番号 ・被保険者番号 ・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号） ・支払方法区分コード ・口座情報（金融機関コード、店舗コード、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）	◎			
機能ID (旧)	機能要件	実装区分									
8.8.17.	<自庁・委託運用> 被保険者から提出された高額介護サービス費の支給申請書について、高額介護サービス費支給申請情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・申請日 ・サービス提供年月 ・受付番号 ・被保険者番号 ・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号） ・支払方法区分コード ・口座情報（金融機関コード、店舗コード、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）	◎									

4. 第2.1版案の主な対応内容⑥（保険料関連）

No	意見概要	第2.1版案への反映内容
1	○ 収納-02 【収納消込(自主納付・代理納付)】等 業務フローでは「収納消込データ登録」として記載があるが、具体的な入力方法について機能要件も含めて記載がありません。どのような方法でデータ登録をするか明示する必要があると考えます。 例) 固定OCR入力、パンチ入力、収納代行データ取込など	ご意見を踏まえ、想定される入力方法として以下の内容を機能ID 4.2.1.の「要件の考え方・理由」に追記しました。 ＜追記内容＞ 収納消込データの登録は、以下の入力方法を想定している。 ・OCR読取 ・パンチ入力 ・収納代行業者データ取込み ※コンビニ、電子決済、クレジット会社等 ・特別徴収結果データ取込み ・口座振替結果データ取込み ・代理納付の消込データ取込み
2	○ 機能ID 5.1.5. 以下の管理項目については、オプションに変更してほしい。 ・延滞金の計算根拠(延滞金計算率、起算日、計算終了日) 還付金(4.6.13)に関してはオプションとなっているため、延滞金に関してもオプションとして頂きたい。	ご意見を踏まえ、機能ID 5.1.5.の実装必須の機能要件と管理項目を見直した上で、標準オプション機能を追加しました。 また、機能ID 4.6.13.の実装必須と標準オプションの機能要件と管理項目についても同様に見直しました。
3	○ 滞納-02 【督促状兼納付書(ハガキ様式)】 収納帳票の様式統一による帳票レイアウト見直し	ゆうちょ銀行からの申し入れを踏まえ、当該帳票の納付書に係る箇所について、帳票タイトル部分等の見直しを行いました。 ※関係団体と調整中 ＜変更前＞  ＜変更後＞  「マル公」マークを追加 帳票タイトルを変更 「マル公」マークを追加